

次世代デジタルリテラシー育成業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、柳井市「次世代デジタルリテラシー育成業務」の事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

次世代デジタルリテラシー育成業務

(2) 業務内容

別紙「次世代デジタルリテラシー育成業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託料上限額

6,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 選定スケジュール

| 項目 | 日程 |
|---------------|------------------|
| 公告・プロポーザル公募開始 | 令和8年4月14日（火） |
| 参加表明書の提出期限 | 令和8年4月28日（火）午後5時 |
| 参加資格審査結果通知 | 令和8年5月1日（金） |
| 質問書の提出期限 | 令和8年5月11日（月）午後5時 |
| 質問書に対する回答 | 令和8年5月14日（木） |
| 参加辞退届の提出期限 | 令和8年5月18日（月）午後5時 |
| 企画提案書の提出期限 | 令和8年5月21日（木）午後5時 |
| 書類審査・選考結果の通知 | 令和8年5月下旬頃 |
| 契約締結 | 令和8年6月上旬頃 |

※本スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

4 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 山口県内に本社又は入札の権限を委任した営業所を有すること。

- (2) 令和5年度以降に本業務に類する業務を実施した実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 応募開始の日から受託候補者の選定までの間のいずれにおいても、法令に基づく業務停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。

5 参加表明

公募型プロポーザルに参加する場合は、以下のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出書類
 - ①別記第1号様式「参加表明書」
 - ②別記第2号様式「同種業務実績確認書」
※直近3年間（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）で本業務に類する業務の実績のうち直近のものを1件以上記入すること。
 - ③法人等概要書（様式不問）
※既存のパンフレット等でも可とする。
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 令和8年4月28日（火）午後5時まで
- (4) 提出方法 持参又は郵送
※郵送の場合は、特定記録郵便等による送達の実事を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。
- (5) 提出先 柳井市総合政策部政策企画課（柳井市役所4階）

6 質問の受付と回答

- (1) 提出書類 別記第3号様式「質問書」
- (2) 提出期限 令和8年5月11日（月）午後5時まで
- (3) 提出方法 FAX又は電子メール ※提出期限必着のこと。
- (4) 提出先 柳井市総合政策部政策企画課（柳井市役所4階）
- (5) 回答 令和8年5月14日（木）までに参加者全員にFAX又は電子メールで回答する。なお、質問事項が重複しているもの（類似のものも含む。）は、本市が整理して回答する。また、質問者名は公表しないこととし、

本件の趣旨からかけ離れている事項への回答はしないこととする。

7 参加表明後の辞退

- (1) 提出書類 別記第4号様式「参加辞退届」
- (2) 提出期限 令和8年5月18日(月)午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送
※郵送の場合は、特定記録郵便等による送達の実事を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出先 柳井市総合政策部政策企画課(柳井市役所4階)

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 ①別記第5号様式「企画提案書」
②見積書(任意様式)
※単価、数量、金額その他必要事項を記載すること。なお、審査において、消費税及び地方消費税を除いた額で比較するため、見積額と消費税及び地方消費税の額が分かるように記載すること。
- (2) 提出部数 正本1部、副本5部(正本の写し)
- (3) 提出期限 令和8年5月21日(木)午後5時まで
- (4) 提出方法 持参又は郵送
※郵送の場合は、特定記録郵便等による送達の実事を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。
- (5) 提出先 柳井市総合政策部政策企画課(柳井市役所4階)

9 審査方法

- (1) 提出された書類について、次世代デジタルリテラシー育成業務に係るプロポーザル方式審査委員会設置要領(以下「設置要領」という。)に基づき構成される委員会において、書類審査により実施する。なお、プレゼンテーションは行わないが、必要に応じて企画提案書等に関する問合せを行うことがある。
- (2) 提案者から提出された書類について、別紙評価項目表に従い、絶対評価により審査する。

10 受託候補者の選定

- (1) 委員会における審査で最も高い評価点を受けた者を受託候補者として選定する。選定後は、契約締結に向けて交渉を行うものとする。なお、評価点が高同点の場合は、企

画提案力の評価が高い者を選定する。なお同点の場合は、設置要領に基づく書面評決により選定する。

- (2) 総合評価点が最高点を獲得した者であっても、総合評価点数が350点未満の場合は、受託候補者として選定しない。
- (3) 参加者が1者のみの場合であっても審査を行い、評価点の基準は(2)と同様とする。
- (4) 受託候補者が、失格に該当することが認められる場合、又は交渉が不調となったと柳井市が判断した場合は、次点候補者と交渉を行うものとする。

11 選定結果の通知

選定結果は、採否にかかわらず全参加者に対し書面により通知するとともに、市ホームページに掲載する。ただし、選定された受託候補者以外の参加者名は、公表しない。また、審査結果等に関する異議の申立ては一切受け付けない。

12 契約の締結

受託候補者に選定された者は、柳井市と当該業務について協議を行い、内容について合議の上、随意契約の方法により契約を締結する。

13 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽があった場合
- (2) 審査の透明性又は公平性を害する行為があった場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

14 その他

- (1) 企画提案書の作成等に要した経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、全て返却しないものとする。
- (3) このプロポーザルは受託候補者を選定するものであり、提案内容を直ちに採用するものではなく、受託者と柳井市が提案内容に沿って協議及び調整を行い、企画内容を最終決定するものとする。
- (4) この要領に定めるもののほか、本プロポーザルを行うために必要な事項が生じた場合には、必要に応じて参加者又は受託候補者に通知の上、ヒアリング等を行う場合がある。

15 各種書類の提出先及び問合せ先

柳井市総合政策部政策企画課

〒742-8714 山口県柳井市南町一丁目10番2号

電話：0820-22-2111（代表）

FAX：0820-23-4595

電子メール：seisakukikaku@city-yanai.jp

別紙 評価項目表

| 評価項目及び配点 | | | 主な評価の視点 |
|----------|-----------|-----|---|
| 企画提案力 | 提案コンセプト | 10 | ・本業務の主旨や目的を理解しているか。 |
| | 講座内容 | 20 | ・仕様書を十分に踏まえた提案となっているか。 ・提案に具体性があり、本業務の効果が十分に見込める提案となっているか。 |
| | 開催スケジュール | 10 | ・具体的かつ実現可能なものであるか。 |
| | 参加者募集及び受付 | 10 | ・多くの参加者を募るに当たり、効果的な方法で周知を行う計画となっているか。 |
| | 追加提案 | 10 | ・本業務の更なる効果が期待できる提案となっているか。 |
| 業務遂行力 | 実施体制 | 10 | ・業務を的確に遂行できる十分な人員確保があり、組織的な運営体制が確保されているか。 |
| | 業務実績 | 10 | ・他の地方公共団体等において、本業務と同規模又はそれ以上の業務実績を有しており、高い業務遂行能力が期待できるか。 |
| 見積価格 | | 20 | ・価格が提案内容に対して適当であるか。 |
| 合計 | | 100 | |